

○東京都台東区男女平等推進基本条例施行規則

平成26年12月26日

規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京都台東区男女平等推進基本条例(平成26年12月台東区条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

第3条 条例第14条第1項に規定する推進会議は、次に掲げる者につき、東京都台東区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 職域、関係団体等の有識者 8人
- (3) 東京都台東区立男女平等推進プラザ運営委員会委員 2人
- (4) 区民 4人以内

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 副会長は、前条第1項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 4 推進会議を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。
- 5 前項に規定する傍聴の手続に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務部人権・多様性推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日規則第73号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月26日規則第13号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。